

## 第4章 介護保険料の見込み

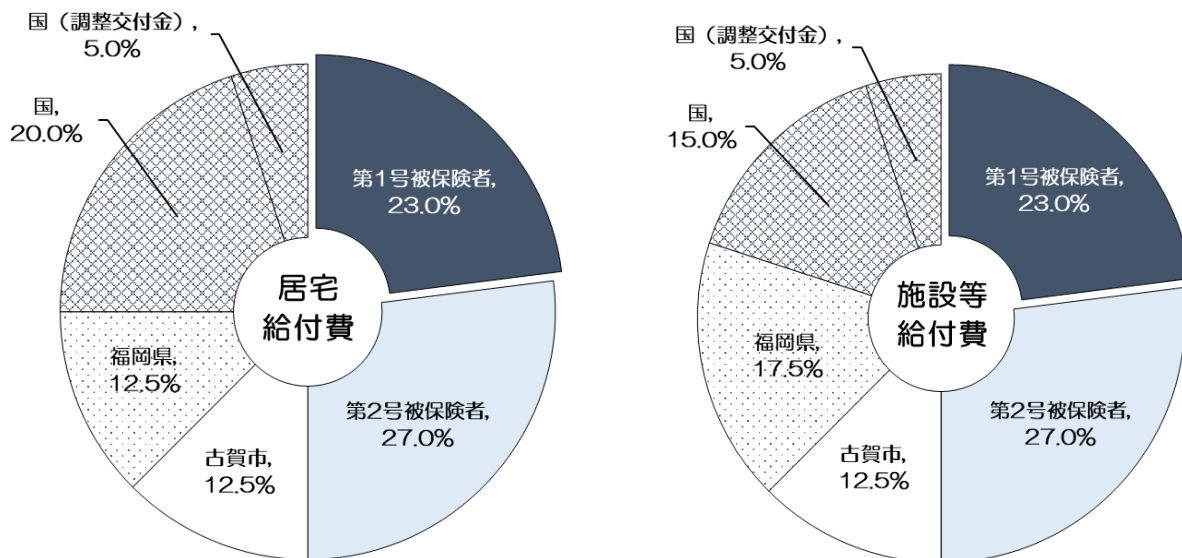
1. 介護保険料の設定方法
2. 総事業費の見込み
3. 第1号被保険者の介護保険料

## 1. 介護保険料の設定方法

介護保険は、介護を必要とする人が応分の負担で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。例えば、要介護（支援）認定を受けた人が介護サービスを受ける場合、収入に応じた自己負担割合で介護サービスを受けることができます。また、要介護（支援）認定を受けていない高齢者も対象にした介護予防のための取組等を実施しています。

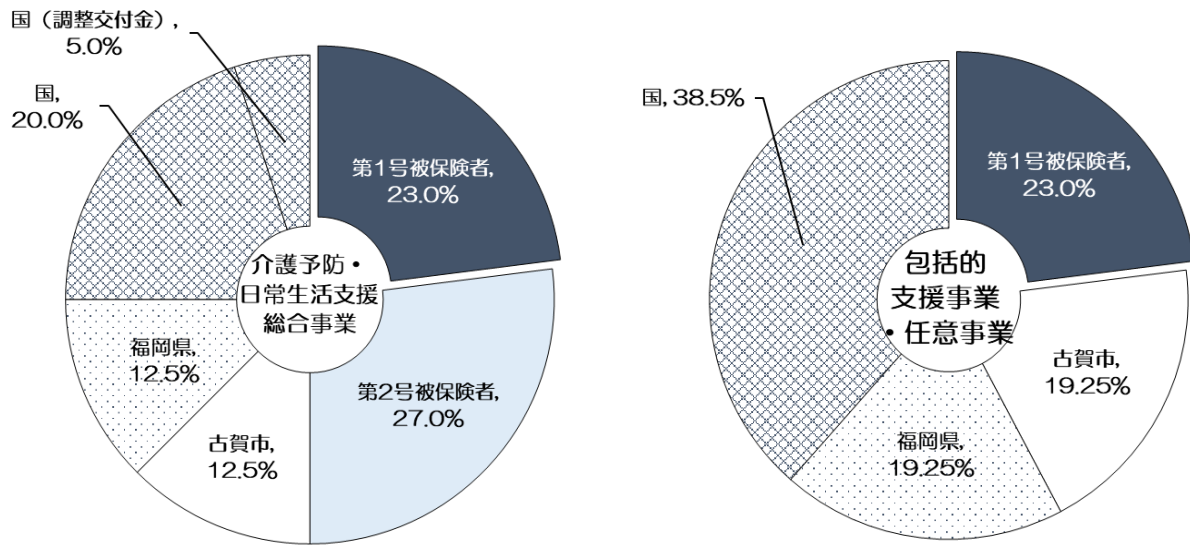
これらの財源は、国、都道府県及び市町村がそれぞれ税金から負担している他、被保険者が納める介護保険料で支えられています。さらに、被保険者は、40歳から64歳の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者に区分され、第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たりの負担額が同じになるように、人口割合により3年毎に負担割合が見直されます。令和6（2024）～令和8（2026）年度は、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、それぞれ23%、27%となっています。また、第2号被保険者の介護保険料は加入している各医療保険の算定方法に基づいて納めていただき、第1号被保険者の介護保険料は各市町村で算定し、納めていただくことになります。

（図表 1-1）標準給付費の財源構成



※ 標準給付費とは、介護サービスの給付費に特定入所者介護（予防）サービス費（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護（予防）サービス費（利用者が1か月間に支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護（予防）サービス費（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）、審査支払手数料（国民健康保険団体連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

(図表 1-2) 地域支援事業費の財源構成



(参考) 調整交付金について

調整交付金は、市町村間の介護保険財政を調整するものです。高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が変動する仕組みとなっています。交付割合が5.0%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担し、交付割合が5.0%を上回った場合は、上回った分を第1号被保険者に割り当てます。

2. 総事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

① 標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の状況及び見込み

標準給付費に含まれる特定入所者介護（予防）サービス費等の見込みを、下記の通り算出しています。

(図表 2-1) 標準給付費に含まれるその他経費の状況及び見込み

(単位：千円)

	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
特定入所者介護（予防）サービス費	66,969	58,685	66,083	79,234	81,735	84,841	116,597
高額介護（予防）サービス費	85,531	89,776	91,993	101,448	104,674	108,651	148,914
高額医療合算介護（予防）サービス費	15,380	11,575	23,929	17,944	18,487	19,189	26,778
審査支払手数料	2,255	2,356	2,612	2,630	2,710	2,813	3,925
合計	170,135	162,392	184,617	201,256	207,606	215,494	296,214

## ② 標準給付費の見込み

介護サービスの給付費は、第2章のP27から記載しています介護サービスの利用見込みより算出しています。標準給付費に含まれる介護サービスの給付費以外の経費の見込みと併せた結果は以下のとおりとなっています。

(図表 2-2) 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
介護サービス給付費 ①	3,937,028	4,043,409	4,204,192	6,029,210
居宅（介護予防）サービス	1,988,445	2,055,452	2,161,868	2,997,319
地域密着型（介護予防）サービス	943,670	966,257	995,150	1,444,798
施設サービス	1,004,913	1,021,700	1,047,174	1,587,093
その他経費 ②	201,256	207,606	215,494	296,214
特定入所者介護（予防）サービス費	79,234	81,735	84,841	116,597
高額介護（予防）サービス費	101,448	104,674	108,651	148,914
高額医療合算介護（予防）サービス費	17,944	18,487	19,189	26,778
審査支払手数料	2,630	2,710	2,813	3,925
標準給付費 ①+②	4,138,284	4,251,015	4,419,686	6,325,424

## (2) 地域支援事業費の見込み

令和5（2023）年度以降の地域支援事業費は、第2章のP38から記載しています。

(図表 2-3) 地域支援事業費の見込み（再掲）

(単位：千円)

事業区分	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2040年度 (R22)
地域支援事業	294,944	307,289	313,349	319,517	335,771
介護予防・日常生活支援総合事業	145,046	154,453	160,513	166,681	178,443
介護予防・生活支援サービス事業	110,182	118,985	124,728	130,896	140,472
一般介護予防事業	34,464	34,932	35,212	35,212	37,248
その他	400	536	573	573	723
包括的支援事業	126,760	128,841	128,841	128,841	131,106
任意事業	11,877	12,685	12,685	12,685	14,415
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,261	11,310	11,310	11,310	11,807

(3) 第9期計画の総事業費の見込み

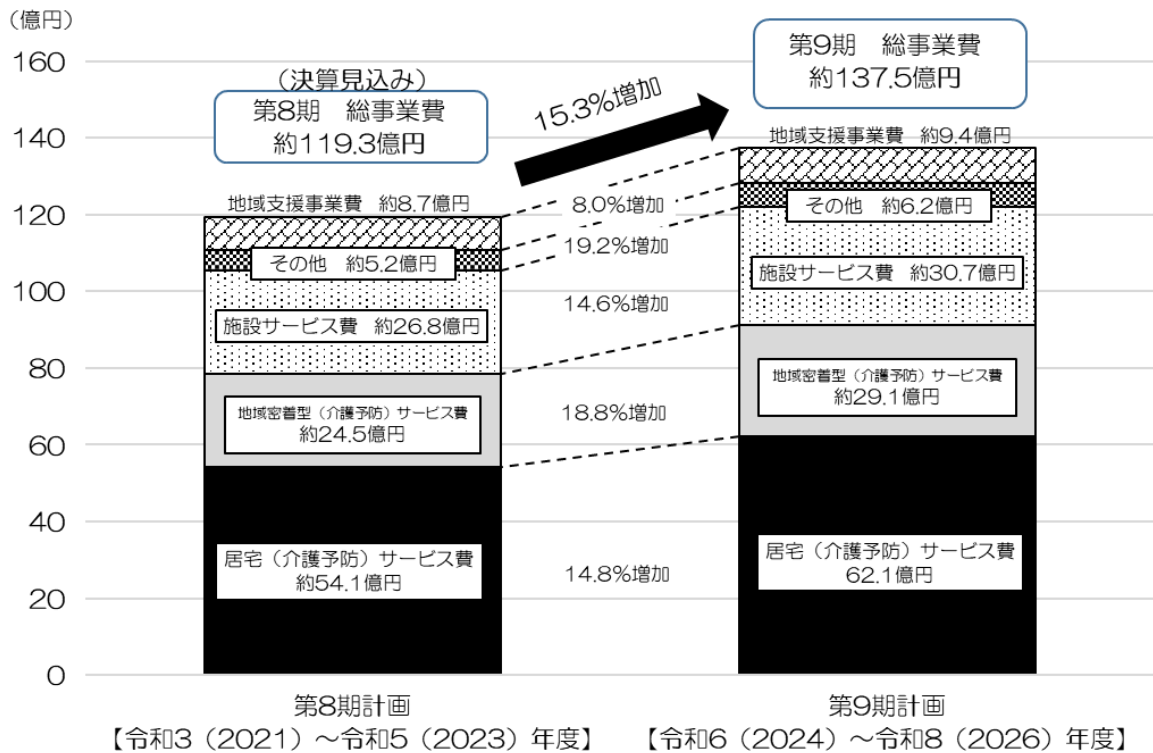
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計したものである総事業費見込額は、第9期計画で約137.5億円となります。第2章の「3. 介護サービスの状況と見込み」から算出される前期計画の総事業費の決算見込みは約119.3億円となっており、前期計画の総事業費と比較して、第9期計画の総事業費は15.3%増加する見込みです。

(図表2-4) 第9期計画の総事業費の見込み

(単位：千円)

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	合計
(A) 標準給付費見込額	4,138,284	4,251,015	4,419,686	12,808,985
居宅（介護予防）サービス費	1,988,445	2,055,452	2,161,868	6,205,765
地域密着型（介護予防）サービス費	943,670	966,257	995,150	2,905,077
施設サービス費	1,004,913	1,021,700	1,047,174	3,073,787
その他	201,256	207,606	215,494	624,356
(B) 地域支援事業費見込額	307,289	313,349	319,517	940,155
総事業費合計（A+B）	4,445,573	4,564,364	4,739,203	13,749,140

(図表2-5) 第8期計画（決算見込み）と第9期計画の総事業費の比較



---

### 3. 第1号被保険者の介護保険料

---

#### (1) 介護保険料所得段階及び介護保険料率

総事業費の見込みから第1号被保険者の介護保険料を算定することになりますが、介護保険料は、所得に応じた段階を設けて負担していただいております。住民税の非課税者層に配慮した分を、課税者層が支えることで成り立っています。

介護保険制度を持続可能なものとするため負担能力に応じた介護保険料の設定となるよう、国において第9期計画期間から標準所得段階の多段階化、高所得者層における標準介護保険料率の引き上げ、低所得者層の標準介護保険料率の引き下げが示されました。

本市においても、安定した介護保険事業が運営できるよう、所得段階数や要件及び介護保険料率を国の標準に合わせ設定します。

#### (2) 公費による低所得者層の介護保険料軽減

第9期計画においても、平成27(2015)年度から開始された消費税を財源とした公費の投入により、第1段階から第3段階までの介護保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を行います。

(図表 3-1) 第8期計画と第9期計画の介護保険料所得段階及び介護保険料率の比較

課税状況		要件		第8期 (2021~2023年度)		第9期 (2024~2026年度)		
世帯	本人			所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	
		生活保護受給者						
住民税非課税	住民税非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.30 (0.50) ※1	第1段階	0.285 (0.455) ※1	
		課税 年金 収入 額 + ※2 合計 所得 金額 - 年金 収入 に係る 所得	80万円以下	第2段階	0.45 (0.70) ※1	第2段階	0.485 (0.685) ※1	
			80万1円以上 120万円以下	第3段階	0.70 (0.75) ※1	第3段階	0.685 (0.69) ※1	
			120万1円以上	第4段階	0.85	第4段階	0.90	
		住民税課税	住民税課税	※2 合計 所得 金額	80万円以下	第5段階 (基準額)	1.00	第5段階 (基準額)
80万1円以上								
	第8期			第9期	第6段階	1.10	第6段階	1.20
	120万円未満			120万円未満	第7段階	1.25	第7段階	1.30
	120万円以上 210万円未満			120万円以上 210万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.50
	210万円以上 320万円未満			210万円以上 320万円未満	第9段階	1.75	第9段階	1.70
	320万円以上 420万円未満			320万円以上 420万円未満	第10段階	1.85	第10段階	1.90
	420万円以上 520万円未満			420万円以上 520万円未満	第11段階	1.95	第11段階	2.10
	520万円以上 770万円未満			520万円以上 620万円未満	第12段階	2.05	第12段階	2.30
	770万円以上			620万円以上 720万円未満			第13段階	2.40
		720万円以上						

※1 公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

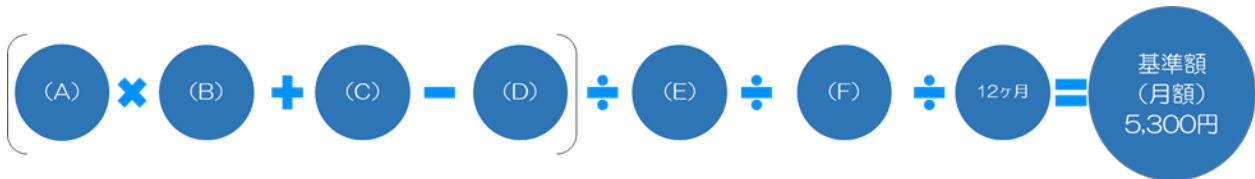
※2 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。

(3) 第9期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額（未定）

標準給付費及び地域支援事業費等から算出した令和6（2024）～令和8（2026）年度の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）は、5,300円となります。

(図表 3-2) 第1号被保険者の介護保険料基準額

(A) 総事業費	13,749,140千円	標準給付費と地域支援事業費の合計
標準給付費	12,808,985千円	令和6（2024）～令和8（2026）年度の標準給付費
地域支援事業費	940,155千円	令和6（2024）～令和8（2026）年度の地域支援事業費
(B) 第1号被保険者負担割合	23.0%	第1号被保険者の介護保険料によって負担する割合
(C) 調整交付金不足額	435,654千円	調整交付金相当額（5%相当分）から調整交付金見込額を差し引いた額
(D) 介護給付費準備基金繰入金	259,300千円	令和6（2024）～令和8（2026）年度で繰入予定額
(E) 負担割合補正第1号被保険者数	53,035人	令和6（2024）～令和8（2026）年度の負担割合をもとに補正した第1号被保険者数の合計
(F) 保険料予定収納率	98.98%	平成31（2019）～令和4（2022）年度の収納実績をもとに推計





(4) 第9期計画の第1号被保険者の所得段階別介護保険料（未定）

令和6（2024）～令和8（2026）年度の第1号被保険者の介護保険料は、以下のとおりとなります。

(図表3-3) 第9期計画の第1号被保険者の所得段階別介護保険料

課税状況		要件	所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	第9期介護保険料		(参考) 第8期介護保険料				
世帯	本人				月額	年額	月額				
住民税非課税		生活保護受給者		第1段階	0.285 (0.455) ※1	1,510円 (2,411円)	18,126円 (28,938円)	1,530円 (2,550円)			
		老齢福祉年金受給者									
		課税年金収入 + ※2 合計所得金額		80万円以下	第2段階	0.485 (0.685) ※1	2,570円 (3,630円)	30,846円 (43,566円)	2,295円 (3,570円)		
		年金収入に係る所得金額		80万1円以上 120万円以下							
				120万1円以上	第3段階	0.685 (0.69) ※1	3,630円 (3,657円)	43,566円 (43,884円)	3,570円 (3,825円)		
		住民税課税				80万円以下	第4段階	0.90	4,770円	57,240円	4,335円
						80万1円以上	第5段階 (基準額)	1.00	5,300円	63,600円	5,100円
						120万円未満	第6段階	1.20	6,360円	76,320円	5,610円
						120万円以上 210万円未満	第7段階	1.30	6,890円	82,680円	6,375円
						210万円以上 320万円未満	第8段階	1.50	7,950円	95,400円	7,650円
						320万円以上 420万円未満	第9段階	1.70	9,010円	108,120円	8,925円
						420万円以上 520万円未満	第10段階	1.90	10,070円	120,840円	9,435円
						520万円以上 620万円未満	第11段階	2.10	11,130円	133,560円	9,945円
				620万円以上 720万円未満	第12段階	2.30	12,190円	146,280円	10,455円		
				720万円以上	第13段階	2.40	12,720円	152,640円			

※1 公費による保険料軽減前の保険料の割合です。

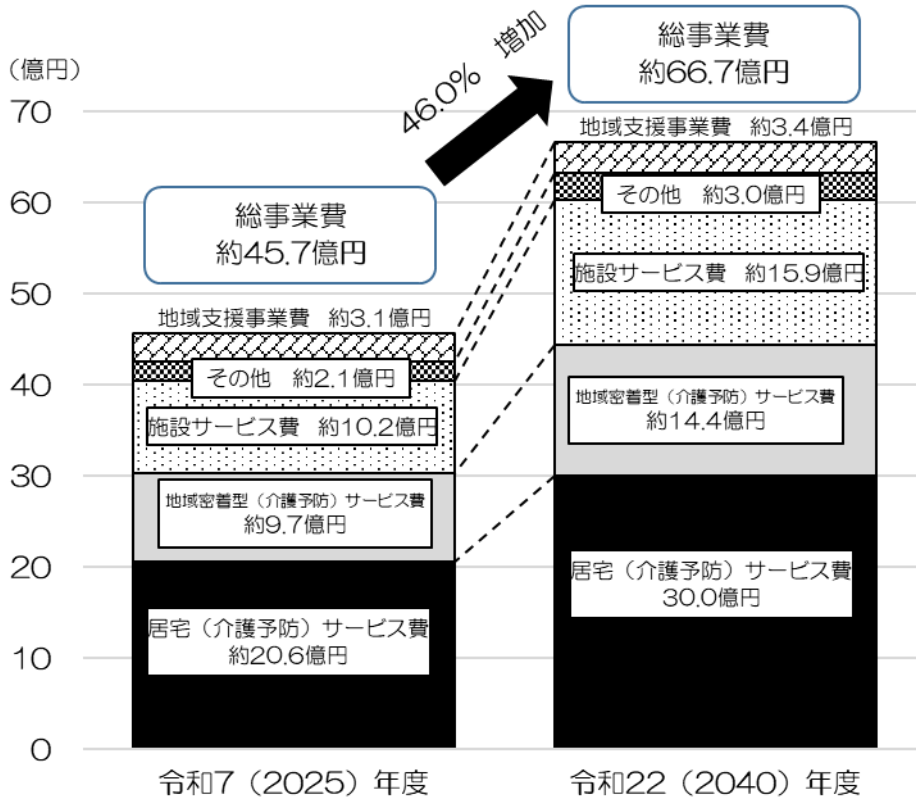
※2 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除額や必要経費等を控除した後で、基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額となります。

(5) 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料の見込み

① 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費の見込み

第2章及び第4章で算定した令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の給付費等から総事業費を見込んだところ、以下のとおりとなります。

(図表3-4) 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費比較



② 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料月額基準額の見込み

令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の総事業費の見込みから介護保険料を推計すると、以下のとおりとなります。

(図表3-5) 令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料月額基準額の見込み(見込み)

